# 横浜市個人情報保護審議会答申

(答申第 8 号)

平成19年12月12日

横個審答申 第 8 号 平成19年12月12日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市個人情報保護審議会 会長 大 木 章 八

是正の申出に係る答申の送付について (通知)

平成19年10月19日市市情第889号による次の諮問について、別紙答申のとおり実施機関に対し意見を述べたので、横浜市個人情報の保護に関する条例第52条第2項の規定により、意見の内容を通知します。

「開示請求した請求書を実施機関外の職員に開示内容と行政文書の特定をさせ、 当該請求書を本来の実施機関に届けさせた。故に開示された文書は的をハズレた 文書が所管課よりなされた。本来、知られたくない部所に請求者の氏名、住所、 電話番号及び請求内容が知られた。」に対する個人情報取扱いの是正の申出につい ての諮問

#### 1 審議会の結論

横浜市個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第 52 条に基づく是正の申出に対する是正の措置を講じないとする実施機関の主張は、妥当である。

### 2 是正の申出の趣旨

本件是正の申出の趣旨は、申出人が平成19年8月10日に開示請求した請求書を実施機関外の職員に開示内容と行政文書の特定をさせ、当該請求書を本来の実施機関に届けさせたため、的をハズれた文書が開示されるとともに、請求書に記載された申出人の氏名、住所、電話番号及び請求内容(以下、「本件個人情報」という。)が実施機関以外の職員に知られることになり、請求者と横浜市との信頼関係が損なわれたというものである。

## 3 実施機関の是正の申出の内容に係る調査結果の要旨

実施機関はこの申出を受け、事実確認を行い、是正の是非について検討した結果、是正の措置を講じないと判断した。

#### (1) 事実経過について

ア 8月10日、申出人が「港北区篠原町の新横浜駅南部地区に係る下水道 (汚水・雨水下水道)の計画の一切資料」を請求内容とする開示請求書(以下「請求書」という。)を市民情報センター窓口に提出し、市民活力推進局市民情報室職員が請求受付のため対応した。

その際、申出人から当該請求内容に係る所管課は下水道局(環境創造局)ではないかとの意見があったが、横浜市ホームページ上で当該地区の下水道計画について都市整備局地域まちづくり課が情報提供を行っていたため、受付課である市民情報室職員の判断により、都市整備局地域まちづくり課職員が請求対象文書の特定のため対応することを申出人に伝えた。

イ 申出人は、対応した都市整備局職員に対して請求内容等を伝えた。

ウ その結果、請求内容については環境創造局が所管であることが判明した ため、都市整備局職員は、当該請求書を環境創造局へ自分が届ける旨を申 出者に対して伝えた。

- エ 請求書は、市民情報室職員により受付処理がなされ、環境創造局に交付するための所管課用正本が、都市整備局職員に預けられた。
- オ 都市整備局職員は、環境創造局へ当該請求書正本を届けてから、職場へもどった。
- カ 従って、当該請求書については、環境創造局内の所管課が正本を保有し、 受付課である市民情報室が副本を保有しているのみである。

#### (2) 是正措置の要否に関する判断

本件個人情報の取扱いについては、本来保有すべき環境創造局が請求書を保有しており、都市整備局は当該請求書を市民情報室から環境創造局内の所管課へ持参するまでの間、一時的に保有していたにすぎず、現状において、条例第6条から第10条までのいずれかの規定に違反して本件個人情報を取り扱っているとは認められないため、是正措置を講ずる余地はないと判断した。しかし、今後の情報公開請求受付事務においては、次の2点を徹底することとする。

- ① 文書特定のため所管課を呼び、所管課に請求内容を伝える際は、当該課を呼ぶ旨の了承を請求者から得る。
- ② 原則、請求書は受付課(市民情報室)が所管課に送付するが、所管課以外の課に請求書を送付した場合は、受付課が一旦引き戻した上で、本来の所管課に送付する。

#### 4 審議会の判断

本件是正の申出は、① 請求対象文書特定のため、申出人の主張と異なる所属が呼ばれたことにより、申出人が知られたくなかった所属に本件個人情報が伝わったこと、及び、② 請求書が受付課である市民情報室、所管課である環境創造局以外の所属職員に一時的に預けられたことにより、本件個人情報が不適正に取り扱われたという主張に基づくものである。

本件個人情報について是正措置を講ずるためには、条例第6条から第10条のいずれかに違反する状況にあることが前提となっている。本件についてみると、実施機関の調査によれば、請求書は提出された同日中に本来当該請求書を保有すべき環境創造局に届けられており、申出の時点から現在にいたるまで、条例第6条から第10条のいずれについても違反する状況にあるとは認められない。

従って、是正措置を講じないとする実施機関の判断は妥当であると考える。

なお、個人情報の取扱については、条例第7条に基づき、その事務の目的を達成するために必要最低限の内容、範囲とすべきところであり、開示請求受付事務についていえば、「市長」という同一実施機関内ではあっても、請求内容の確認、対象文書の特定などのために必要な範囲において請求者の個人情報を取り扱う必要がある。また、条例第9条が定める保有個人情報の適正管理という観点から、請求書を関係部署へ送付する際には、紛失等を防止するために必要な措置をとることが求められる。この点に関して、実施機関は今後2点のルールを徹底するとの措置案を示しているが、文書特定のために所管課に請求内容等の個人情報を伝える際に、請求者にその旨を説明をするだけでなく、請求者の「了承」を得るとすることによって、対象文書の特定という事務本来の目的を達成することに支障をきたすおそれがないか、再度検討することが必要と考える。

# <参 考>

## 審議会の経過

平成19年 8月10日 申出人から個人情報取扱いの是正申出書を受理

平成19年10月19日 実施機関から諮問書を受理

平成19年10月31日 審議

平成19年11月28日 審議